平成２９年（フ）第４９９号
兵庫県尼崎市神崎町17番４―506号
債務者　里村　彰文
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１１号
兵庫県西宮市今津水波町８番５―402号
債務者　船内壮一こと　船内　壯一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７８号
奈良県大和高田市市場801－２名倉ハイツＮＯ25、住民票上の住所奈良県大和高田市内本町６番８号
債務者　土田　　孝
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
奈良県香芝市瓦口2200番地　Ｆｌａｔ22402号
債務者　下川　敏弘
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
福岡県久留米市北野町金島961番地
債務者　升水　正寛
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３号
大分県竹田市久住町大字久住7650番地３
債務者　高柳　正行
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１１１号
宮崎県日向市永江町２丁目４番地　太陽ハイツ201号
債務者　嶋本　友美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２４０号
沖縄県那覇市久米１丁目19番７号　上原マンションＡ－２
債務者　町田　牧代（旧姓東恩納）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２７７号
沖縄県浦添市宮城３丁目１番８―510号　サザンパレス浦添
債務者　宮城　拓矢
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川清水沢字向沢田72番地８
債務者　千葉　健一
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
福島県郡山市安積町長久保１丁目11番地の13メゾンコリーヌ105号
債務者　加藤　貴大
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
福井県敦賀市莇生野53号125番地
債務者　坊　　孝枝
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第９００号
名古屋市港区名港１丁目11番19号　眞港ハイツ　201号、従前の住所名古屋市港区入船１丁目７番７号　ラ・クレアシオンＤ―52号
債務者　小林　　満（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１６２号
名古屋市南区戸部町４丁目３番地　三菱戸部社宅Ｄ棟23号
債務者　中村　翔太（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６１号
名古屋市千種区新池町３丁目９番地　東山サンハイツ４Ａ号
債務者　大森美代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０５号
神戸市兵庫区熊野町５丁目11番４号森本方
債務者　田中　千絵
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１５号
兵庫県宝塚市梅野町５番21―1001号
債務者　岩井大基こと　李　　鐘熙
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係